

投資信託説明書(交付目論見書)



PCAグローイング・アジア株式オープン

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、下記の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

PCAアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第379号

<ファンドに関する照会先>

PCAアセット・マネジメント株式会社

電話番号 **03-5224-3400**

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス <http://www.pcaasset.co.jp/>

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

住友信託銀行株式会社

再信託受託会社:

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

Contents

- I ファンドの目的・特色
- II 投資リスク
- III 運用実績
- IV 手続・手数料等

商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

- 本書により行う「PCAグローイング・アジア株式オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年9月16日に関東財務局長に提出しており、平成22年9月17日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委託会社名	PCAアセット・マネジメント株式会社
設立年月日	平成11年12月1日
資本金	649.5百万円(平成23年1月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	7,388億円(平成23年1月末現在)

I ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

ファンドの特色

1 「グローイング・アジア」の株式を実質的な主要投資対象とします。

■主として日本を除くアジア地域において相対的に高い経済成長が見込まれる国の株式に実質的に投資を行い、中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。

- 高い経済成長が続くアジア地域で、今後も特に高い成長が期待できると考えられる国々を当社では「グローイング・アジア」と呼び、当ファンドの実質的な主要投資対象国とします。
- ルクセンブルグ籍外国投資法人「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ」(以下「IOF」といいます。)のサブファンドへの投資を通じて、主要投資対象国の株式に投資を行います。
- 当ファンドの実質的な主要投資対象国:
中国、インド、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム
(2011年1月末現在。主要投資対象国は、今後変更される場合があります。)



2 当社グループのネットワークを最大限活用します。

■投資信託証券への投資に当たっては、アジアにおける株式運用で実績のある当社グループのシンガポールの運用会社(PAMS)に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- 運用の委託先の名称: プルーデンシャル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド(略称:PAMS)
- 委託の内容: 投資信託証券の運用の指図に関する権限

※PAMSは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社(以下「最終親会社」)の間接子会社です。最終親会社は160年以上の歴史を有し、イギリス、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。資産運用事業はアジアでは10のマーケットに及び、最終親会社の運用資産は2010年6月30日現在約3,090億ポンド(約41兆円、1ポンド=133.07円)に上ります。なお、最終親会社およびPAMSは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

当社グループのアジアにおけるネットワーク

- 当社グループは、アジアにおける13の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- 当ファンドの運用およびIOFのサブファンドの運用を担当するPAMSの株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。



(2011年1月末現在)

3 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式を採用し、IOFのサブファンドへの投資を通じて、主要投資対象国の株式に投資を行います。
- 「ファンド・オブ・ファンズ」とは、主に投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

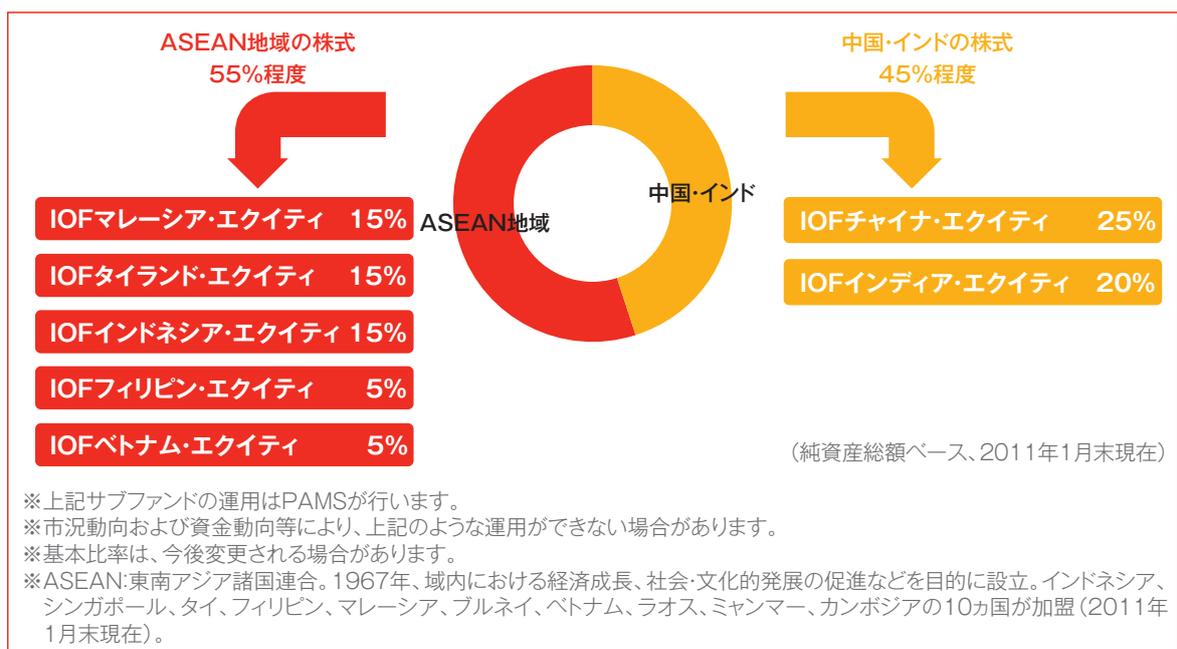


※投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 ※投資対象とする投資信託証券は、今後変更される場合があります。

4 実質的な主要投資対象国の選定および国別の投資割合は、株式市場の規模および市場見通しに基づいて決定されます。

- 当ファンドは、原則として、アジアの経済成長の2大エンジンである中国およびインドの株式に45%程度、両国の成長の恩恵を大きく享受すると期待されるASEAN地域の株式に55%程度、実質的に投資を行います。
- IOFの各サブファンドの基本比率は以下の通りとします。実際の投資配分は、市場動向等を勘案し、基本比率の上下一定の範囲内で決定されます。

<基本比率>



5 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

<追加的記載事項>

2011年1月末現在投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

下記の記載事項は、2011年1月末現在委託会社が知り得る情報に基づき作成しておりますが、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ(IOF)
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型(米ドル建て)
運用会社	PAMS(下記の各サブファンドの運用を担当します。)
管理会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ルクセンブルグ)S.A.

IOFは、複数のサブファンドにより構成されています。下記の各サブファンドは、今後変更される場合があります。

サブファンド名	ベンチマーク	主要投資対象
IOFチャイナ・エクイティ	MSCI China Index※1	中華人民共和国で設立または上場している企業、売上・利益の大半を中華人民共和国で上げている企業、子会社または関連会社が売上・利益の大半を中華人民共和国で上げている企業の株式等
IOFインド・エクイティ	MSCI India Index※1	インドで設立または上場している企業、インドにおいて主な活動を行っている企業の株式等
IOFマレーシア・エクイティ	MSCI Malaysia Index※1	マレーシアで設立または上場している企業、マレーシアにおいて主な活動を行っている企業の株式等
IOFタイランド・エクイティ	Thai SET 50 Index※2	タイで設立または上場している企業、タイにおいて主な活動を行っている企業の株式等
IOFインドネシア・エクイティ	Jakarta Composite Index※3	インドネシアで設立または上場している企業、インドネシアにおいて主な活動を行っている企業の株式等
IOFフィリピン・エクイティ	PSEi Index	フィリピンで設立または上場している企業、フィリピンにおいて主な活動を行っている企業の株式等
IOFベトナム・エクイティ	FTSE Vietnam All-Share Index※4	ベトナムで設立または上場している企業、ベトナムにおいて主な活動を行っている企業の株式等

※1 MSCI指数のデータはMSCI Inc.が算出しており、その知的所有権はMSCI Inc.にあります。(MSCI指数については、以下同じ。)

※2 Thai SET 50 Indexは、タイ証券取引所(以下「SET」といいます。)がその商標権を有し、その知的所有権はSETにあります。SETはその適切性、十分な品質そのものを保証するものではありません。SETは本情報を利用することにより生じうる過誤、省略または損失について何ら責任を負いません。

※3 Jakarta Composite Indexはインドネシア証券取引所が公表している指数です。

※4 FTSE Vietnam All-Share IndexはFTSE International Limitedが公表している指数です。

収益分配方針

- 原則として毎年6月20日および12月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

Ⅱ 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク 政治経済情勢や発行企業の業績の変化により株式の価格が変動するリスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク 有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化などにより有価証券の価格が下落するリスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢等の変化や法制度の変更等により市場が混乱した場合などには、組入れた有価証券の価格が下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- 委託会社の運用部門において、当ファンドの運用の委託先であるPAMSにおける当社の商品・運用委員会が策定した投資方針の遵守状況および運用状況の確認ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該委託先に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。また、投資先の投資法人に対しても、運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該投資法人の運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- 委託会社ではさらに、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先からの定期的な報告の提出を求めるなど所要のモニタリングを行うとともに、投資先の投資法人に対しても監査報告書等の提出を求めています。また、リスク管理委員会がリスク全般の管理を行っています。
- PAMSでは、リスク&パフォーマンス・ミーティングを月次で開催するなど、運用実績およびリスク管理状況の分析を定期的に行っています。



運用実績

※最新の運用実績は表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

2011年1月31日現在

■基準価額・純資産の推移

期間:設定日(2007年6月29日)~2011年1月31日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ課税前分配金を全額再投資した場合の実績評価額です。

■分配の推移

(1万口当たり・課税前)

決算期	分配金
2008年12月(第3期)	0円
2009年6月(第4期)	0円
2009年12月(第5期)	0円
2010年6月(第6期)	0円
2010年12月(第7期)	0円
設定来累計	600円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況

組入資産	基本比率	投資比率
IOFチャイナ・エクイティ	25.00%	24.38%
IOFインドア・エクイティ	20.00%	19.02%
IOFマレーシア・エクイティ	15.00%	14.40%
IOFタイランド・エクイティ	15.00%	14.08%
IOFインドネシア・エクイティ	15.00%	14.74%
IOFフィリピン・エクイティ	5.00%	4.88%
IOFベトナム・エクイティ	5.00%	5.17%
現金・その他	—	3.33%

※比率は、純資産総額を100%として算出しています。基本比率は、今後変更される場合があります。

■組入上位銘柄(各投資対象ファンド別)

IOFチャイナ・エクイティ

	銘柄	業種	比率
1	中国銀行 [バンク・オブ・チャイナ]	銀行	8.31%
2	中国海洋石油 [CNOOC]	エネルギー	7.96%
3	中国工商银行	銀行	6.66%
4	中国石油化工 [シノベック]	エネルギー	5.44%
5	中国聯通 [チャイナ・ユニコム]	電気通信サービス	5.19%

IOFインドア・エクイティ

	銘柄	業種	比率
1	インフォシス・テクノロジー	ソフトウェア・サービス	9.35%
2	ICICI銀行	銀行	8.32%
3	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	8.30%
4	ヒンダルコ・インダストリーズ	素材	5.03%
5	ウィプロ	ソフトウェア・サービス	4.44%

IOFマレーシア・エクイティ

	銘柄	業種	比率
1	CIMBグループホールディングス	銀行	9.71%
2	マラヤン・バンキング	銀行	7.84%
3	ゲンティン	消費者サービス	7.42%
4	サイム・ダービー	資本財	7.13%
5	テナガ・ナショナル	公益事業	6.04%

IOFタイランド・エクイティ

	銘柄	業種	比率
1	タイ石油公社 [PTT]	エネルギー	10.82%
2	タイ石油開発公社	エネルギー	8.93%
3	サイアム商業銀行	銀行	6.69%
4	サイアムセメント	素材	6.44%
5	バンコク銀行	銀行	6.21%

IOFインドネシア・エクイティ

	銘柄	業種	比率
1	アストラ・インターナショナル	自動車・自動車部品	7.94%
2	バンク・ラヤット・インドネシア	銀行	7.38%
3	バンク・マンディリ	銀行	6.68%
4	テレコムニカシ・インドネシア	電気通信サービス	6.06%
5	バンク・セントラル・アジア	銀行	4.57%

IOFフィリピン・エクイティ

	銘柄	業種	比率
1	PLDT	電気通信サービス	9.20%
2	メトロポリタン銀行	銀行	6.61%
3	Aboitiz Equity Ventures Inc	資本財	6.22%
4	アヤラ・ランド	不動産	5.83%
5	フィリピン・アイランズ銀行	銀行	5.40%

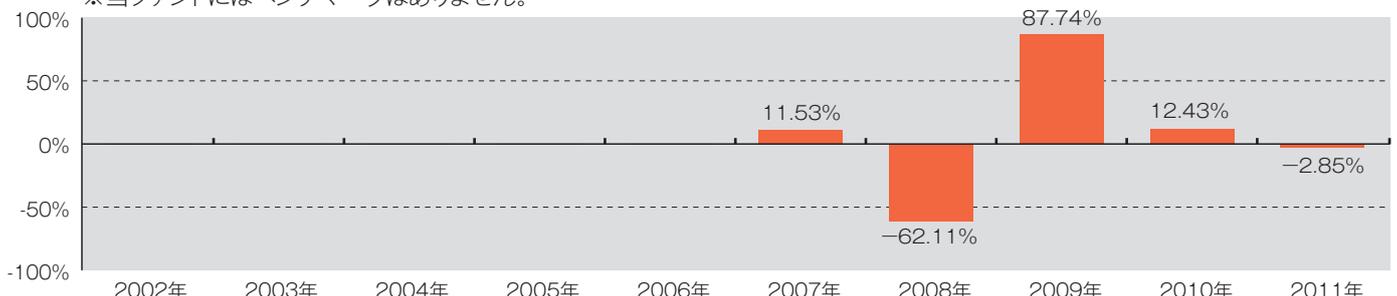
IOFベトナム・エクイティ

	銘柄	業種	比率
1	ベトナム乳業 [ビナムミルク]	食品・飲料・タバコ	9.38%
2	HAGL	各種金融	9.02%
3	ベトナム外商银行 [ベトナムバンク]	銀行	6.81%
4	ベトナム化学肥料	素材	6.49%
5	ピンコム	不動産	5.12%

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じて表示しています(一部当社判断に基づく分類を採用)。
※比率は、組入銘柄評価額の合計を100%として算出しています。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。
※2007年は、設定日(2007年6月29日)から2007年12月末までの収益率です。
※2011年は1月中の収益率です。



IV 手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社または表紙に記載する照会先までお問合せください。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	購入代金はお申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が下記①～③のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①シンガポールの金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ②ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ③インドおよび中国の金融商品取引所がともに休場となる日
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
購入の申込期間	平成22年9月17日から平成23年9月15日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、既に受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	原則として無期限(平成19年6月29日設定)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	原則として毎年6月20日および12月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年2回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000億円
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	■ 購入時手数料 3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。
	■ 信託財産留保額 換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	■ 運用管理費用(信託報酬) 純資産総額に対して年率1.3965%(税抜1.33%)を乗じて得た額が毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。

各販売会社の取扱い純資産残高のうち		100億円以下の部分	100億円超の部分
配分	委託会社	年率0.6300%(税抜0.60%)	年率0.5775%(税抜0.55%)
	販売会社	年率0.7350%(税抜0.70%)	年率0.7875%(税抜0.75%)
	受託会社	年率0.0315%(税抜0.03%)	年率0.0315%(税抜0.03%)
投資対象とする投資信託証券*		年率0.54375%程度	
実質的な負担*		年率1.94025%程度(概算値)(税込)	

*平成23年1月末現在の基本比率に基づくものであり、投資信託証券の変更や組入状況等により変動することがあります。

※委託会社への報酬には、運用の委託先への報酬が含まれます。

■ **その他費用・手数料** 有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、監査費用等を信託財産よりご負担いただきます。

※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

※上記は、平成23年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。